

ID: 770

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日